

**自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務
委託業者選定公募型プロポーザル手続き開始の公示**

令和6年3月4日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務名

自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務

2 業務の目的

広島市を含む広島広域都市圏（※1）の主要産業となっている製造業のうち、特に自動車関連産業においては、世界的に加速する脱炭素化・電動化により、その取り巻く環境は大きく変化しており、地域の自動車メーカーを頂点とした自動車関連サプライヤ企業（以下「サプライヤ」という。）にとっては、こうした変化への対応が重大かつ喫緊の課題となっている。

本市では、令和4年度から地域の中小サプライヤや自動車メーカー等が参画する協議体を構築し、中小サプライヤが脱炭素化や電動化による事業構造の変容に対応していくための情報の共有及び課題の整理を行い、サプライヤが課題解決のために行うべき取組や、その取組に必要な支援施策の検討、必要な情報発信に取り組んでいる。

令和6年度は、協議体の更なる充実を図るとともに、令和5年度の協議体の議論において取り組むべきとした「事業拡大」に係るテーマについて協議・提案し、本市が中小サプライヤにとって真に必要な支援施策を構築し、もって地域の中小サプライヤが脱炭素化や電動化による事業構造の変容に対応し、持続可能な経営基盤を構築することを目的とする。

（※1）広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、飯南町、川本町、美美郷町、邑南町

3 業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙「自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務 基本仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(3) 委託料

- ア 委託料の上限 37,985,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- イ 委託料は通常払とする。
- ウ 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- エ 選定企業数
1者

4 プロポーザル応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 提案内容の実施に必要な知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定により地方公共団体の一般競争入札に参加できない者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者
 - エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者
 - オ 国税又は地方税を滞納している者
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
 - キ 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体
 - ク 本プロポーザル審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

5 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

- (1) 交付期間
公示日から令和 6 年 3 月 14 日（木）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 交付場所
広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課（以下「ものづくり支援課」という。）
※ 応募説明書は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。
（ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) → 「事業者向け情報」 → 「入札・契約情報」 → 「入札発注情報 トップページ」 → 「プロポーザル・コンペの案件情報」 → 「令和 6 年度方式・案件名」)

6 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年3月11日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出先

ものづくり支援課

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書(様式第1号)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き3日以内に質問者に直接回答し、ものづくり支援課において、令和6年3月14日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

7 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の提出

(1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第2号)	1部
イ 会社概要書(様式第3号及び提案者が製作する会社案内等があれば添付)	1部
ウ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書で申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)	1部
エ 印鑑登録証明書(申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)	1部
オ 納税証明書 国税及び本店所在地の地方税に未納がないことを証する次の証明書で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの (ア) 税務署発行の納税証明書(その3の3)「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明用) (イ) 法人事業税及び法人都道府県民税の納税証明書 (ウ) 法人市町村民税の納税証明書 ※ 本店所在地が広島市外であって、広島市に納税義務がある者は、別に広島市税の納税証明書も提出してください。 ※ 次のすべてに該当する場合は、納税証明書が出ないため、申立書(様式第4号)を提出してください。 a 広島市内に事務所、事業所又は住所を有していない。 b 広島市内に固定資産を有していない。 c 広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の	各1部

特別徴収義務者ではない。	
カ 財務諸表等の写し 直近決算の財務諸表及び税務申告書の写しなど団体の財務状況が分かる資料	1部
キ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第5号）	1部

(2) 応募資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザルの応募資格の有無については、令和6年3月14日（木）を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を速やかに書面にて通知する。

(3) 企画提案書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書（様式第6号）	1部
イ 企画提案書（様式第7号）	11部（正本1部+副本10部）
ウ その他の企画提案を説明するために必要な書類（任意）	11部（正本1部+副本10部）
エ 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な書類（任意）	11部（正本1部+副本10部）

※ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。

応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

(4) 留意事項

ア 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とします。また、採用された提案の著作権は広島市に帰属する。

イ 大きさは、A4判とし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて25頁以内とする。（資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさを3つ折にすることとし、A4用紙は両面又は片面いずれも可、A3用紙は片面のみ可とする。なお、A3用紙はA4用紙2頁換算とする。）

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第8号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(5) 提案の無効

ア 本応募説明書に示したプロポーザル応募資格のない者が提出した企画提案

イ プロポーザル応募者が、令和6年3月14日（木）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記4(2)の広島市競争入札応募資格取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他プロポーザル応募資格を満たさなくなった場合

- ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

(6) 提出期間

公示日から令和6年3月14日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(7) 提出先

ものづくり支援課

(8) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 プレゼンテーション審査の実施

提案者にはプレゼンテーションの実施を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施する。プレゼンテーションは提出済みの企画提案書を用いて行うこととし、追加資料の提出は認めない。

なお、プレゼンテーション審査は以下の予定で実施を計画しているが、詳細な日時、方法、内容等については、提案者に対して別途通知する。

(1) 日時

令和6年3月21日（木） 午後（予定）

(2) 方法

Microsoft Teams 又は Zoom を利用したオンライン形式

(3) 内容

ア 説明及び質疑応答を含め、プレゼンテーション時間は30分（説明20分、質疑応答10分）を予定している。

イ プレゼンテーションに参加する説明員は、1社につき3名までとする。

9 審査方法

(1) 審査

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 審査委員会の構成

審査委員会は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 経済観光局産業振興部長

委員 経済観光局経済企画課長
経済観光局産業振興部商業振興課長
経済観光局産業振興部産業立地推進課長
経済観光局産業振興部ものづくり支援課長

(3) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。プレゼンテーション実施後、提案書の評価項目に対し評価を行うとともに、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査します。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査結果に基づき、評価点数の総計が最高得点の提案者を受託候補者（優先交渉権者）とし、2番目の得点の者を次点候補者として選定する。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

ウ 提案者が1者の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、合計得点が6割以上の場合には、その提案者を受託候補者として選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面で通知する。

なお、受託候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(6) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに提案者名、各提案者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

10 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と応募意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。

(3) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を応募させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

12 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し随意契約の方法により契約を締結する。

13 その他

- (1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画書提案の作成、その他本プロポーザルの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 審査委員会の委員に対する応募参加者の不当な働きかけは、一切禁止する。
- (4) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、①保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、②契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。
- (5) 別紙「自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全ての契約書にその内容を記載(添付)し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていること確認する。

14 スケジュール

令和6年3月 4日(月)	応募受付開始
令和6年3月11日(月)	質問書提出締切
令和6年3月14日(木)	応募締切 (公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の提出)
令和6年3月21日(木)	プレゼンテーション審査
令和6年3月下旬	審査結果通知

15 資料及び様式

このプロポーザルに関係する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ
02 公募型プロポーザル応募説明書	(https://www.city.hiroshima.lg.jp) → 「事業者向け情報」 → 「入札・契約情報」 → 「入札発注情報 トップページ」 → 「プロポ
03 (様式第1号)仕様書等に関する質問書	
04 (様式第2号)公募型プロポーザル応募資格確認申請書	
05 (様式第3号)会社概要書	

<p>06 (様式第4号)申立書</p> <p>07 (様式第5号)暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書</p> <p>08 (様式第6号)企画提案応募申込書</p> <p>09 (様式第7号)企画提案書</p> <p>10 (様式第8号)取下願</p> <p>11 (応募説明書別紙)受託候補者特定基準</p> <p>12 (参考資料1)委託業務概要</p> <p>13 (参考資料2)令和4年度自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務報告書</p> <p>14 (参考資料3)令和5年度自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務報告書</p> <p>15 (参考資料4)令和5年度自動車関連産業の脱炭素化・電動化の進展による影響についてのアンケート集計結果</p> <p>16 基本仕様書</p> <p>17 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特記事項</p>	<p>ーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。</p>
---	---

16 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課
- (2) 所在地 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 (広島市役所本庁舎5階)
- (3) 連絡先 電話 082-504-2238
FAX 082-504-2259
電子メール monozukuri@city.hiroshima.lg.jp